

魚介類中のPCB検査



平成26年11月に中央卸売市場で収去した市内に流通する魚介類9種10検体について、PCBの検査を行いました。検査の結果、表に示すとおりすべて不検出でした。

表 PCBの検査結果 単位：ppm

食品の種類	検体数	検出件数	結果	暫定的規制値	
遠洋沖合魚介類 (可食部)	カツオ	1	0	不検出	0.5
	サンマ	1	0	不検出	
	トビウオ	1	0	不検出	
	ホッケ	1	0	不検出	
	マイワシ	1	0	不検出	
内海内湾魚介類 (可食部)	イサキ	1	0	不検出	3
	ヒラマサ	1	0	不検出	
	マアジ	2	0	不検出	
	メダイ	1	0	不検出	
計	10	0	—	—	

(検出限界：0.01ppm)

《PCB廃棄物処理に至る経緯と現状について》

PCBは化学的安定性、絶縁性、不燃性などの特性を有することから、絶縁油、熱媒体等としてトランスやコンデンサなどに使用されてきましたが、昭和43年に起きたカネミ油症事件を契機に、PCBの製造・輸入等が禁止されました。しかし、その後約30年間、処理体制の整備が停滞したため、長期保管が継続する中で紛失・流出等が発生し、環境汚染の進行が懸念されるようになりました。

国際的に汚染を防止するため、平成13年にPCBなどの残留性有機汚染物質について排出の廃絶・低減や、これらの廃棄物の適正処理等を目的にストックホルム条約が採択されました。この条約ではPCBを平成37年までに使用の廃絶、平成40年までに適正に処分されることが定められています。

日本では平成13年にPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定されました。この法律では、PCB廃棄物処理計画の策定や、期限内の処分などについての規定があります。なお、当初の処理期限は平成28年7月でしたが、処理の進捗状況や新たな廃棄物が判明したため、平成39年3月31日までに延長されました。

これらの体制により、現在は全国に5箇所ある広域廃棄物処理施設で処理事業を行っています。これまでにトランス等で約6割、コンデンサ等で約5割の処理が終了しています。今後も処理体制や設備を整えながら、安全性を確保しつつ、計画的に処理が実施されていきます。



【 検査研究課 微量汚染物担当 】